

資料 1

各部会および各会議等における協議結果について

平成30年度 徳島県地域包括ケア推進会議 生活支援部会 開催報告

1 日時

平成30年11月16日（金）15:00～16:30

2 場所

徳島グランヴィリオホテル1階
グランヴィリオホール



3 出席委員

39名（うち代理出席 5名）

※生活支援部会委員の有無に関わらず全市町村に出席依頼

4 会議の概要

（1）高齢者の移動支援に関する各団体の取組について

各団体で実施している高齢者の移動支援に関係する事業等について報告いただいた。

①「高齢者の適切な運転免許返納に向けての支援について」

～ 一般社団法人 徳島県作業療法士会 会長 岩佐英志 氏 ～

県作業療法士会が、県警察交通部局など関係団体と協定を締結するに当たり、進めてきたプロジェクトにおいて、高齢者の社会参加と運転に関する支援を検討した内容が報告された。

- ・運転に関する支援については、車を使っている背景を考えることが必要。
- ・運転についての意識調査では、高齢になるに従い、「自信がある」割合が増加→安全な環境において自分の運転技術の危険度が分かるような支援が必要。
- ・免許更新、一定の違反行為時に認知機能検査を受ける機会があるが、その間においても安全に運転できるかどうかを確認するための支援を実施。
→新たに停止車両評価の提案（車両感覚、位置感覚等の把握が可能）
- ・いつまで運転していけるかを見極め、本人が納得した選択ができること、また、返納した場合の代替手段の提案をしていくことが重要。

②「NPO法人が実施する高齢者移送支援について」

～ 特定非営利活動法人どりーまあサービス 理事長 山口浩志 氏 ～

NPO法人が実施する住民参加型在宅福祉サービスの内容の紹介と、地域包括ケアシステムにおける生活支援サービスの重要性について報告された。

- ・法人では、地域の人たちが利用者にも支援者にもなる双方向性の仕組みを構築。
- ・それぞれ会員のできることで、得意なことをサービスとして提供→様々な活動
- ・サービス種類を問わず、均一の料金（チケット制）で提供。
- ・移送については、特定の対象者（会員）に対して距離に関係なく時間によるサービス提供という形態で道路交通法上の規制はかからない。
- ・外出することは要介護状態になるリスクを低減するといった調査報告がある。

- ・今後の地域包括ケアシステムにおいて、重要となるのは互助と自助であり、互助をどのようにしていくか、仕組みづくりが求められている。

(2) 各市町村の生活支援体制整備事業における現状と課題について

県及び2市町から次のような報告があった。

【県】「生活支援体制整備事業について」

平成30年度から全市町村において事業に取り組んでおり、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が進められている。

県では生活支援コーディネーターの情報共有を目的に連絡会を2回開催した。

市町村を対象とした調査から分かった事業を進める上での課題として、地域住民や関係機関との連携や担い手の確保などがあがった。

【阿波市】「生活支援体制整備事業の取り組みについて」

阿波市では、平成29年2月から月に1回程度、生活支援体制整備事業実施に向けて実行委員会を開催。最初は高齢福祉課担当者を中心としていたが、農業振興課や商工観光課、教育委員会の担当者も参加、平成30年4月から「しあわせの阿波プロジェクト」と名付けて活動を開始。実行委員会は作業部会になった。

地域の高齢者やサロンの方の希望を拾い上げながら、関係機関と連携して活動している。「途中でやめてもよいから楽しんで行う。」をモットーとしている。

【神山町】「協議体の設置について」

平成28年4月から平成31年3月を第一期ステージとして、福祉関連の関係機関を中心に協議体を開始。生活支援コーディネーターによる高齢者の困りごとの実態調査を実施、見守りネットワークや配食サービスの提供につながった。

第二期ステージは、経済産業省の生涯現役社会の構築を目的とした政策を活用し、産業部門や民間業者に参加を依頼。今後は、「住民が健康で生きがいを持ち、楽しみながら長生きをするためのわくわくした仕掛けづくり」を協議体の目的として、福祉部門だけでなく多様な部局が関わっていく予定。

【委員意見】

- ・住民どうして支え合おうと言っても急にできるものではなく、生活支援整備事業についても簡単には進まない。行政や住民が自分達の町がどうなっていくのかを考える機運が高まればうまくいくだろう。
- ・市町村間でも進み具合に差はあるが、遅れている市町村においてもあせる必要はないのではないか。住民からの提案があるまで見守っていく期間があってもいいと思う。
- ・社会福祉法人等の社会貢献活動を活用して、各地域における外出支援などに取り組んでもらえるような仕組みづくりを検討してみてもどうか。

平成30年度 徳島県地域包括ケア推進会議 介護サービス部会 開催報告

1 日時

平成31年1月17日（木）13:30～14:45

2 場所

徳島グランヴィリオホテル
1階ヴィリオルーム



3 出席委員

24名（うち代理出席7名）

4 会議の概要

介護サービスの向上のため、本県が取り組む緊急対策をはじめ、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築に向けて、「介護予防」「介護」「住まい」の3つのテーマを取り上げ、事業内容や制度説明を踏まえ意見交換を行った。

（1）高齢者施設等と連携した「ウェルネス教室」開催について

説明：徳島県保健福祉部 健康増進課

[概要]

- ・本県における糖尿病死亡率の推移
- ・糖尿病対策のこれまでの取り組み
- ・高齢者施設を利用して開催する「ウェルネス教室」の内容

[意見]

- ・運動だけでなく社会参加も目的に加え、外出の機会を失う高齢者のメンタルヘルス部分も含め、横のつながりを求めるという観点でもすすめてほしい。
- ・本当に糖尿病で亡くなっているのかはよくわからない。
- ・発症してすぐの若い人には意味のあること。
- ・100歳体操など、高齢者も運動はすでにたくさん行っている。

（2）徳島県における「福祉サービス第三者評価事業」について

説明：徳島県保健福祉部 保健福祉政策課

[概要]

- ・第三者評価の流れ
- ・第三者評価の基準と評価結果の公表
- ・評価機関の案内

[意見]

- ・必須の事業所と努力義務の事業所があるが、徳島県では補助制度がなく、事業所に負担が生じる。

- ・いいことだからやればいいというのはわかっているが、どの程度強制力をもたせるのか等、検討してはどうか。
- ・質の向上を図るといふ点ではよいことであるが、現場では介護職員が不足し、サービスの質も低下している。
- ・現場において、どのようにすればよりよい福祉の提供につながるのかを分析し、理解しながら、質の高いサービスの提供ができる仕組みの方向付けをしたり、提供方法を考えていただきたい。

(3) 新たな住宅セーフティネット制度について

説明：徳島県県土整備部 住宅課

[概要]

- ・住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障がい者、被災者等）の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ・登録住宅の改修や入居への経済的支援
- ・住宅確保要配慮者のマッチングや入居支援

[意見]

- ・孤立すると社会的弱者へのサービスや支援も偏るため、できる限り集まって力を合わせて住む形というのが住まいの基本である。地域包括ケアシステムにも位置づけられているように、生活基盤を共有できるような形ですすめてほしい。
- ・社会福祉法人には、社会貢献をしたいという思いはあると思われるが、収益や税金面など居住支援法人の性格を詳しく知りたい。

(4) 地方創生に向けた空き家対策について

説明：徳島県県土整備部 住宅課

[概要]

- ・本県における空き家の状況
- ・空き家に対する相談や支援体制

[意見]

- ・認知症や独居が空き家の要因でもあり、成年後見制度等、空き家となる前段階での支援が必要。
- ・インバウンドの方を受入れる整備をすすめるなど、経済的な仕組み作りを検討してはどうか。

5 総括

糖尿病対策をはじめとする「介護予防」や、空き家対策などの「住まい」に関しては、高齢者に限らず、自治体が各地域や関係機関とも連携して取り組むべき本県の大きな課題であり、人口減少による担い手不足と併せ、地域包括ケアシステム構築のうえにおいても重要な位置を占める。

各関係機関が情報共有し、意見交換することで、新たな取組のきっかけにつながられた。

平成30年度 徳島県地域包括ケア推進会議 人材確保部会 開催報告

1 日時 平成31年1月17日（木）15:00～16:30

2 場所 徳島グランヴィリオホテル 1階 ヴィリオルーム

3 出席委員 14名（うち代理出席3名）

4 会議の概要

（1）意見交換「利用者等からのセクハラ・パワハラについて」

徳島県ホームヘルパー協議会 会長 富樫一美 氏

【事例1：利用者からのセクハラ】

利用者（男性）が、訪問介護サービス提供中に利用者の部屋に多数の性的玩具を置くようになった。上司や事業所に相談せず我慢しているうちに次第に行動がエスカレートしていったため、事業所へ相談したところ、キャリアのあるヘルパーに交代したが状況は変わらなかった。しばらくサービス提供を継続したが、半年後利用者の都合で終了した。

【事例2：利用者家族からのセクハラ】

利用者（認知症の女性）の生活援助を行っていたところ、利用者の夫からセクハラ発言を受けた。適当にあしらっていたが次第にエスカレートし、ヘルパーを交代しても状態は変わらないどころか悪化していったため、ケアマネージャーと相談し、訪問を中止した。

【事例3：利用者からのパワハラ】

利用者はヘルパーをお手伝いさん代わりに感じており、業務に対する暴言（「グズ」「のろま」「気が利かない」「ご飯がまずい」等）が非常に多い。事業所の責任者がケアマネージャーに相談しても、「認知症だから」、「歳をとっているから」で済まされることが多く、ヘルパーは何もかも辛抱しなければならなくなる。それが溜まると訪問介護の仕事に恐怖感、不信感を持つようになり、離職につながる。

【その他の事例】

- ・ 介護施設利用者からの暴言を上司に報告しても「あなたの対応、言い方が悪かったんじゃないか」で済まされることが多い。
- ・ 介護事業所の責任者に業務報告したときに、私生活や子供のことや日常生活のサイクルのことを批判され、「だからこういう仕事ができないんじゃないか」と言われることがある。
- ・ 介護施設に関しては、上司から一般職員への暴言、嫌がらせ、仕事の延長の強要、私生活への指摘などが多い。誰にも言えず辞める人も多々いる。

【意見交換】

① 利用者家族からの苦情が増えて職員が辞めている。だが最近ではそのような家族を裁判に訴えて出入禁止にするという動きが出てきた。

セクハラ等をする利用者には市と話を二人派遣をさせてもらう。それでも暴言等があればサービスを停止する。利用者やその家族からセクハラ等があればICレコーダーで証拠をつかんで裁判に訴えて賠償責任をもらう。家族は出入禁止にする。利用者には出て行ってもらう。

こういうことを重要事項説明書に記載しないといけないと思っている。利用者も介護者も対等の立場であり、ICレコーダーで証拠をつかみ法的措置を取るという気構えでいかないと職員を守れない。管理者が職員を守れないと職員が離れていくことになる。

- ② 訪問看護でも利用者からのパワハラ・セクハラは多いと聞いている。
 昨年末、全国訪問看護事業協会が訪問介護人材育成の研修をしたときに、兵庫県の取組みとして、ヘルパー協会・看護協会・兵庫県の三者で対策委員会を立ち上げ、相談窓口の開設、マニュアルの作成、研修会の開催を行っていた。
 徳島県も何らかの対策をしないといけないと思う。介護保険の訪問介護や訪問看護は契約の上に成り立っているので、契約書や重要事項説明書に社会的に逸脱した行為は、即契約解除することを明記し、職員にも我慢しないよう徹底する。全ての事業所が職員を守る方策をとる必要がある。
- ③ ケアマネージャーへのセクハラ・パワハラも星の数ほどあり、利用者から土下座で謝らせられたり、物を投げつけられたりはよく聞く。
 8年前のロンドンでの在宅実習では、事業所評価制度とは逆に利用者の評価制度が確立していた。介護サービスを受ける側のマナーやパワハラの事例を周知する、利用者への啓発パンフレットが必要ではないか。トラブルになると間違いなく事業者が弱者になる。利用者教育が必要である。
- ④ ケアマネージャーの立場からすると、トラブルを双方が解決できない場合は、何度もサービス担当者会議を開いて、ケアマネージャー、事業所みんなでサービスが受けられなくなることを共有すると1対1の話し合いでなくなる。
 それでも解決しなければ、地域包括センターの困難事例の地域ケア会議で解決できる。個人の問題でなく地域の問題としてとらえることが大事で、あなたの問題は地域の問題になることを本人に自覚してもらう。



(2) 介護人材の必要数について

厚生労働省が、昨年5月に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について説明を行った。

(3) 人材確保対策について

本県の介護人材確保対策事業について、介護人材参入促進事業、潜在的有資格者等再就職促進事業、外国人介護人材受入補助事業等を実施していること、平成29年度からアクティブシニアが業務シェアをする「徳島県版「介護助手」制度」を創設し、制度の普及・定着に向けた取組みを行っていること、また介護職を目指す学生たちに介護福祉士修学資金等貸付事業を行っていることなどについて説明を行った。

(4) 訪問看護の推進について

県内における圏域・従事場所別による看護職員数やその推移、訪問看護ステーションの設置状況、訪問看護の推進のための施策などについて説明を行った。

訪問看護の推進のための施策については、主な3本柱として①「県内3圏域における拠点整備」、②「資質の向上」、③「人材確保」で事業を実施しており、3つの柱に加えて、平成29年度から訪問看護全県展開応援事業を実施していることなどの説明を行った。

平成30年度 徳島県認知症対策連携推進会議 開催報告

1 日時

平成31年2月6日（水） 13:30～15:00

2 場所

徳島県職員会館 視聴覚室

3 出席委員

14名

4 会議の概要

(1) 徳島県認知症総合支援事業について

- ① 平成30年度徳島県認知症総合支援事業の取組実績について
事務局より、普及啓発や各種研修、相談の実績、認知症サポート医や認知症サポーターの養成が高齢者いきいきプランの目標数値を達成していることなどを説明。
- ② 平成31年度徳島県認知症総合支援事業について
事務局より、引き続き各種認知症施策を実施するほか「オレンジライトアップ」、「認知症サポーターの活躍促進」の取組を新たに予定していることを説明した。

(2) 平成30年度保険者機能強化推進交付金の評価指標について

事務局より、保険者機能強化推進交付金の制度概要、県及び市町村の認知症に関する評価指標の該当状況について説明した。

(3) 意見交換

- ・ 若年性認知症は生活が成り行かなくなってから依頼が来る。地域包括支援センターに相談窓口があるということが周知不足。
- ・ 初期集中支援チームが対応する認知症の人が多くて対応しきれない。地域での人作りや認知症の方に近い立場の人の担い手、仕組みづくりが必要。
- ・ 県立中央病院の認知症疾患医療センターで「認知症カフェ」をしてはどうか。
- ・ 「よりそい手帳」はどのくらい普及しているか。もっとコンパクトにならないか。
- ・ 「よりそい手帳」で歯科検診、歯の状況も入れてもらいたい。
- ・ 「実践者研修」と「実践リーダー研修」は効果があって人気も高い。受講申込にできるだけ柔軟に配慮してほしい。
- ・ 市民としては、地域包括支援センターでワンストップで相談を受け、そこで専門職が振り分ける。何かあったら地域包括支援センターに相談というのがいいと思う。

平成30年度徳島県介護予防市町村支援委員会開催報告

1 日時

平成31年3月11日（月）14：00から15：50まで

2 場所

徳島県庁10階特別中会議室

3 出席委員

委員10名中9名出席（うち1名代理出席）

4 会議の概要

（1）今年度の取組について

① 介護予防活動普及展開事業（国モデル事業）について

事務局より、モデル事業に参加している4市町（徳島市・三好市・石井町・那賀町）の実施状況について報告。「介護予防のための地域ケア個別会議」の立ち上げに向けて、全国研修への参加や県アドバイザーとの検討会や事業所説明会を開催しており、県地域ケア会議活用推進事業等を活用してプレ会議への専門職派遣を行った旨報告した。

② 介護予防従事者研修会について

事務局より、介護予防活動普及展開事業をテーマとした県主催の市町村（地域包括支援センター）向け研修会の実施状況と国モデル事業参加市町以外での県内での普及展開状況について説明。

③ 保険者機能強化推進交付金について

事務局より、保険者機能強化推進交付金の制度概要、県及び市町村の介護予防に関する評価指標の概要について説明した。

（2）来年度の市町村支援について

事務局より、「介護予防のための地域ケア個別会議」の県内展開と、市町村に対する技術的支援としての、研修会の開催、アドバイザー派遣について引き続き実施することを説明し、加えて

- ・リハビリテーション専門職等との連携体制の構築
- ・介護予防リーダーと通いの場との更なる連携
- ・データや評価指標を活用した地域分析についての助言

について、報告した。

（3）介護予防市町村支援委員会の扱いについて

「平成30年度保険者機能強化推進交付金（都道府県分）の実施について（H30.9.6付

け老発0906第2号)」の発出により「介護予防市町村支援事業実施要綱」が廃止され、本委員会実施要綱に則り、今年度の委員任期満了をもって委員会の発展的解消とし今後は、新たな職能団体を加えて、市町村が実施する介護予防事業の支援体制を強化していくことを報告した。

(4) 意見交換

- ・「介護予防のための地域ケア個別会議」は開催するのが目的ではなく、各市町村において、総合事業や生活支援体制整備事業との関連からどのように地域づくりにつなげていくかが重要。そのため、保険者や、生活支援コーディネーターが会議に参加することが必要である。
- ・「介護予防活動普及展開事業（国モデル事業）」については、来年度から県事業として展開していくこととなるが、派遣される助言者は、各職能団体が開催している研修を終了した者を派遣するよう、県から市町村に対して周知してほしい。（派遣する専門職の質の担保の観点から）
- ・「介護予防のための地域ケア個別会議」については、各市町村で助言者（専門職）の選定を行うが、多職種連携の観点や、対象者の予後予測、背景疾患、リスク管理の観点から、助言者として医師が参画されるよう周知いただきたい。
- ・専門職の市町村支援について今後増加することが考えられるため、県においては、専門職向けの研修の拡充や、派遣に際する指針の作成等について検討してはどうか。

平成30年度 徳島県在宅医療・介護推進協議会 開催報告

1 日時

【第1回】平成30年11月16日（金） 13:30～15:00

【第2回】平成31年 3月18日（月） 15:15～16:45

2 場所

【第1回】徳島グランヴィリオホテル（徳島市万代町3丁目5-1）

【第2回】徳島グランヴィリオホテル（徳島市万代町3丁目5-1）

3 出席委員

【第1回】49名

【第2回】45名（予定）

4 会議の概要

【第1回】

- (1) 平成29年度実施事業の報告及び平成30年度実施予定事業
- (2) 事例発表＜バイタルリンクのすすめ＞
徳島市医師会 常任理事・在宅三事業運営委員長 笠松 哲司氏
・多職種連携ツールであるバイタルリンクの利用方法やメリットを説明
- (3) 医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設における転換の意向調査について

【第2回】

- (1) 次年度の実施予定事業について
- (2) 次年度の在宅医療・介護推進協議会について
- (3) 意見交換＜各地域における在宅医療と介護の連携について＞

5 結果

県において実施した事業の説明や、在宅医療・介護連携に係る各団体の取組等を出席者に周知することができ、本県の地域包括ケアシステムの構築に貢献できた。